



婚姻届出後の手続きについて

下記の手続きが必要な方は、運転免許証等本人確認書類をお持ちのうえ、開庁日の9時00分～16時45分（土、日、祝日、年末年始を除く）にご来庁ください。

- 1 住所変更（転入・転居・転出）、世帯合併の手続き・・・総合窓口課 総合窓口係
電話 077-551-0110（直通）

※ 本市に転入手続きをされる場合、現住所地（住民登録地）の市区町村役場で転出の手続きを済ませ、その際発行される「転出証明書」または、オンライン転出をされた場合は、マイナンバーカードをお持ちください。オンライン転出をされていない場合でもマイナンバーカードをお持ちの方は、ご持参ください。

- 2 マイナンバーカード（顔写真付きプラスチック製）の変更手続き・・・

総合窓口課 総合窓口係

引越しによる住所や婚姻による氏の変更があった場合には、マイナンバーカードの変更手続きをしてください。変更事項をカードに記載します。（住所地が栗東市以外の場合は、お住まいの市区町村窓口で手続きをしてください。）

※令和2年5月25日以降、通知カード（紙製）に記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致していない場合は、マイナンバーを証明する書類として使用できなくなりました。マイナンバーを証明する書類が必要な場合は、マイナンバーが記載された住民票の写しかマイナンバーカード（顔写真付き）の取得をお願いします。マイナンバーカード交付申請書が必要な方は、総合窓口課で交付申請書をお渡しできますので、お申し出ください。

- 3 印鑑登録・住民カードの手続き・・・総合窓口課 総合窓口係

栗東市に住民登録のある方で、「氏」または「氏名」の印鑑を登録されている場合、婚姻により氏が変わると自動的に印鑑登録が廃止になり、お持ちの「印鑑登録証」または「住民カード」は無効になります。必要であれば新しい印鑑で印鑑登録を行ってください。

- 4 国民健康保険資格確認書等の交換・・・保険年金課 国民健康保険係

電話 077-551-1807（直通）

栗東市に住民登録があり、国民健康保険加入者でお名前・住所・世帯に変更のあった方は、国民健康保険資格確認書等の交換の手続きをしてください。

- 5 不動産を所有している方・・・所有者の住所、名前の変更登記が義務化されています。詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

法務省ホームページ https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html

